

10.16 廃棄物

10.16 廃棄物等

10.16.1 予測

1) 工事(造成等の工事)による影響(進出企業の計画建物の建築工事に伴う廃棄物)

(1) 予測内容

工事(造成等の工事(進出企業の計画建物の建築工事))に伴う廃棄物の発生量(産業廃棄物)及びリサイクル等抑制策による削減状況とした。

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は及び予測地点は、計画地内とした。

(3) 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

(4) 予測方法

予測手順を図 10.16-1 に示す。

進出企業の計画建物の建築工事に伴う廃棄物の発生量及び種類について、現時点で想定できる範囲として、進出企業の計画建物の延べ面積(表 10.16-1 参照)に、「建築系混合廃棄物の原単位調査報告書」(平成 24 年 11 月, (社)日本建設業連合会)の発生原単位(表 10.16-3 参照)とその種類別・処理方法別割合(表 10.16-4 参照)を乗ずることにより算出した。再資源化率等については、種類別・処理方法別割合のうち、現場内外利用, 専ら物の売却及び再資源化施設に分類される再資源化量の全体発生量に占める割合から算出した。

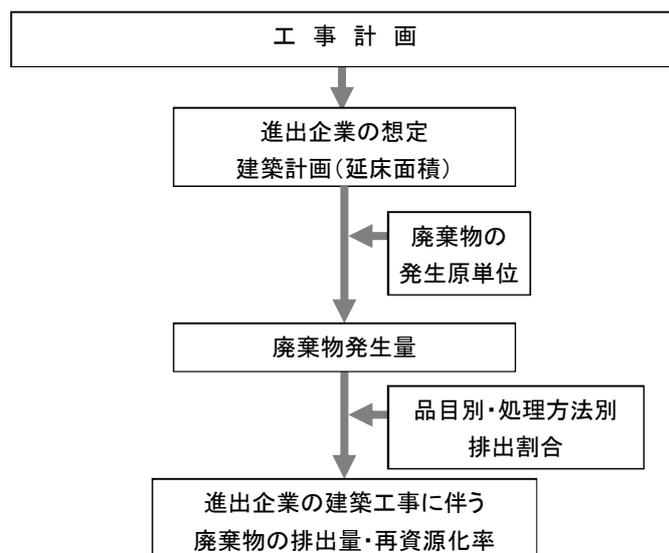


図 10.16-1 予測手順(工事(造成等の工事)による影響(廃棄物))

(5) 予測条件

進出企業の想定建築計画を、表 10.16-1 に示す。

また、建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法と原単位の区分を表 10.16-2 に、用途・規模等の原単位を表 10.16-3 に、品目別・処理方法別排出割合を表 10.16-4 に示す。なお、本事業は製造業、物流業の立地を想定していることから、廃棄物の発生原単位及び混合廃棄物の原単位については、用途を工場に設定した。

表 10.16-1 進出企業の想定建築計画

区画		敷地面積 (m ²)	建築面積 (m ²)	延床面積 (m ²)	建ぺい率	容積率	
産業系 土地利用	産①	6,600	3,100	9,300	47%	141%	
	産②	8,600	4,200	12,600	49%	147%	
	産③	1,800	750	2,250	42%	125%	
	産④	23,900		5,900	29,500	30%	151%
				1,300	6,500		
	産⑤	33,300	16,700	50,100	50%	150%	
	産⑥	15,100	5,400	21,600	36%	143%	
	産⑦	11,000	4,200	21,000	38%	191%	
	産⑧	22,200	11,000	44,000	50%	198%	
	産⑨	24,600	11,800	47,200	48%	192%	
	産⑩	3,400	1,300	6,500	38%	191%	
	産⑪	18,800	7,600	30,400	40%	162%	
産⑫	5,900	2,900	11,600	49%	197%		

表 10.16-2 建築工事に伴う廃棄物の種類及び処理方法と原単位の区分

廃棄物の種類		処理方法		原単位の区分	
発生量	分別廃棄物 ・コンクリート塊 ・アスファルト・コンクリート塊 ・廃プラスチック ・木くず ・石膏ボード ・金属くず ・紙くず	現場内外利用	裏込材・埋戻材で利用	発生原単位	—
		専ら物の売却	専ら物、有価物等を回収・再生業者へ直接引き渡す		
		再資源化	再資源化施設へ搬入		
		中間処理	分別・単品で中間処理施設へ搬入、処理を委託		
		最終処分	分別・単品で最終処分場へ直接搬入、埋立処分を委託		
	混合廃棄物	中間処理	混合廃棄物として中間処理施設へ搬入、処理を委託		混合原単位 廃棄物
最終処分		混合廃棄物として最終処分場へ直接搬入、埋立処分を委託			

注) 1. 専ら物とは、再生利用の目的となる紙くず、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維のこと。

2. 混合廃棄物とは、コンクリート塊や廃プラスチック類、木くず等の廃棄物が分別されず混在していること。

3. 再生資源化施設とは、建設副産物を資材として再生する施設を示し、混合廃棄物の処理は行わない。

4. 中間処理施設とは、分別・減容・無害化・安定化等の処理を行う施設を示す。

出典：建築系混合廃棄物の原単位調査報告書（平成 24 年 11 月、(社)日本建築業連合会、環境委員会建築副産物専門部会）

表 10.16-3 用途・規模別の原単位

用途	規模 (延床面積) (㎡)	廃棄物の 発生原単位 (kg/㎡)	混合廃棄物の 発生原単位 (kg/㎡)
工場	1,000 未満	27.8	18.7
	3,000 未満	27.3	9.9
	6,000 未満	20.0	7.1
	10,000 未満	17.6	5.6
	10,000 以上	14.7	3.2

出典：建築系混合廃棄物の原単位調査報告書（平成 24 年 11 月，（社）日本建築業連合会 環境委員会建築副産物専門部会）

表 10.16-4 品目別・処理方法別の排出割合

廃棄物の種類		現場内 外利用	専ら物 の売却	再資源 化施設	中間処 理施設	最終 処分場	合計
分別 廃棄物	コンクリート塊	0.0%	0.0%	15.1%	24.6%	0.0%	39.7%
	アスファルト・コンクリート塊	0.0%	0.0%	5.3%	3.5%	0.0%	8.8%
	廃プラスチック類	0.0%	0.0%	1.8%	8.7%	0.0%	10.4%
	木くず	0.0%	0.0%	9.4%	6.7%	0.0%	16.1%
	ガラスくず，コンクリートくず， 陶磁器くず(石膏ボード)	0.0%	0.0%	7.6%	3.2%	0.0%	10.8%
	金属くず	0.0%	7.8%	0.0%	0.7%	0.0%	8.6%
	紙くず(ダンボール)	0.0%	2.7%	0.1%	2.8%	0.0%	5.6%
	計	0.0%	10.6%	39.3%	50.1%	0.0%	100.0%
混合廃棄物		0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%

注) 1. 分別廃棄物の排出割合は，下記出典の「表-10 品目別排出施設・排出量」の平成 22 年度の結果より設定した。混合廃棄物の排出割合は，同資料の記載に基づき設定した。

2. 中間処理施設における再資源化率及び最終処分率は不明のため，ここでは考慮していない。

3. 四捨五入の関係上，合計値と内訳が一致しない場合がある。

出典：建築系混合廃棄物の原単位調査報告書（平成 24 年 11 月，（社）日本建設業連合会 環境委員会建築副産物専門部会）

(6) 予測結果

工事(造成等の工事)により発生する廃棄物量を表 10.16-5 に示す。総発生量 4,350.1t，このうち分別廃棄物は 3,374.0t，混合廃棄物は 976.1t と予測した。

表 10.16-5 工事(造成等の工事)により発生する廃棄物量

区画	延床 面積 (㎡)	廃棄物の 発生原単位 (kg/㎡)	混合廃棄物 原単位 (kg/㎡)	廃棄物の 発生量 (t)	混合廃棄物 発生量 (t)	分別廃棄物 発生量 (t)	
産業系 土地利用	産①	9,300	14.7	3.2	136.7	29.8	107.0
	産②	12,600	14.7	3.2	185.2	40.3	144.9
	産③	2,250	20.0	7.1	45.0	16.0	29.0
	産④	29,500	14.7	3.2	433.7	94.4	339.3
		6,500	17.6	5.6	114.4	36.4	78.0
	産⑤	50,100	14.7	3.2	736.5	160.3	576.2
	産⑥	21,600	14.7	3.2	317.5	69.1	248.4
	産⑦	21,000	14.7	3.2	308.7	67.2	241.5
	産⑧	44,000	14.7	3.2	646.8	140.8	506.0
	産⑨	47,200	14.7	3.2	693.8	151.0	542.8
	産⑩	6,500	17.6	5.6	114.4	36.4	78.0
	産⑪	30,400	14.7	3.2	446.9	97.3	349.6
産⑫	11,600	14.7	3.2	170.5	37.1	133.4	
合計	-	-	-	4,350.1	976.1	3,374.0	

注) 混合廃棄物以外を分別廃棄物とした。

工事(造成等の工事)により発生する廃棄物量(品目別)及び再資源化率等を表 10.16-6 に示す。
最も発生が多い分別廃棄物は、コンクリート塊(1,338.3t)であった。

全体の再資源化量は1,682.7t,再資源化率38.7%であった。また,分別廃棄物全体の再資源化率は49.9%,混合廃棄物は0%であった。

なお,特定建設資材廃棄物であるコンクリート塊,アスファルト・コンクリート塊,木くずの再資源化率は,各々,38.1%,60.4%,58.2%であった。

表 10.16-6 工事(造成等の工事)により発生する廃棄物量(品目別)及び再資源化率等

廃棄物の種類	発生量 (t)	再資源化量 (t)				中間 処理量 (t)	最終 処分量 (t)	再資源化率 (%)	
		現場内 外利用	専ら物 の売却	再資源 化施設	計				
	①	②	③	④	⑤ =②+③+④	⑥	⑦	⑧ =⑤/① ×100	
分別 廃棄物	コンクリート塊	1,338.3	0.0	0.0	509.7	509.7	828.7	0.0	38.1
	アスファルト・コンクリート塊	296.7	0.0	0.0	179.1	179.1	117.6	0.0	60.4
	廃プラスチック類	351.9	0.0	0.0	59.5	59.5	292.4	0.0	16.9
	木くず	542.8	0.0	0.0	315.8	315.8	227.0	0.0	58.2
	ガラスくず,コンクリートくず, 陶磁器くず(石膏ボード)	365.2	0.0	0.0	257.3	257.3	107.9	0.0	70.4
	金属くず	288.8	0.0	264.2	1.3	265.6	23.3	0.0	91.9
	紙くず(ダンボール)	190.2	0.0	92.2	3.6	95.8	94.5	0.0	50.3
	計	3,374.0	0.0	356.4	1,326.3	1,682.7	1,691.3	0.0	49.9
混合廃棄物	976.1	0.0	0.0	0.0	0.0	976.1	0.0	0.0	
合計	4,350.1	0.0	356.4	1,326.3	1,682.7	2,667.5	0.0	38.7	

注) 1. 中間処理施設における再資源化率が不明のため,中間処理における再資源化量は反映していない。
2. 四捨五入の関係上,合計値と内訳が一致しない場合がある。

2) 工事(造成等の工事)による影響(廃棄物対策工事に伴う廃棄物)

(1) 予測内容

工事(造成等の工事(廃棄物対策工事))に伴う廃棄物の発生量(産業廃棄物)及びリサイクル等抑制策による削減状況とした。

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は計画地内とし、予測地点は図 10.16-1 に示したとおり林運動場及びその周辺とした。

(3) 予測時期

予測時期は、廃棄物対策工事中(令和5年11月~令和6年10月)とした。

(4) 予測方法

工事計画に基づき、廃棄物対策工事により発生する主な廃棄物量等及びその処理・処分方法等を明らかにすることにより、定性的に予測した。

(5) 予測条件

ア. 廃棄物対策工事により発生する主な廃棄物量等

廃棄物対策工事により発生する主な廃棄物量等は、表 10.16-7 に示すとおり想定している。

表 10.16-7 廃棄物対策工事により発生する主な廃棄物量等

項目	発生量	備考
普通産業廃棄物	22,266t	V=12,370m ³ , 比重 1.8
特別産業廃棄物	1,134t	V=630m ³ , 比重 1.8
汚染土壌処理	1,440t	V=800m ³ , 比重 1.8

イ. 廃棄物対策工事により発生する主な廃棄物の処理・処分方法等

廃棄物対策工事により発生する主な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に基づき、産業廃棄物処理施設及び土壌汚染処理施設へ搬出し、適正に処分する計画である。

(6) 予測結果

予測条件に示したとおり、廃棄物対策工事の実施により、普通産業廃棄物が 22,266t、特別産業廃棄物が 1,134t、汚染土壌処理が 1,440t 発生すると予測する。

これらは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に基づき、産業廃棄物処理施設及び土壌汚染処理施設へ搬出し、適正に処分する計画であり、搬出先では、産業廃棄物の一部は脱水施設や造粒固化施設により、汚染土壌の一部は浄化等処理施設や分別等処理施設により、セメント原料としてセメントに再生されるものと予測する。

3) 工事(造成等の工事)による影響(残土)

(1) 予測内容

工事(造成等の工事)による残土の発生量及び計画地内での再利用等抑制策による削減状況とした。

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は及び予測地点は、計画地内とした。

(3) 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

(4) 予測方法

残土の発生量及び処分方法について、事業計画により予測した。

(5) 予測条件

造成計画の設計方針を以下に示す。

- ・コストの低減化を図るため、できる限り土工量を抑える。
- ・産業系街区は、立地企業の多様な用地ニーズに対応できるよう、大街区化を図る。
- ・地区界沿いの地区外宅地の土地利用及び現況高を考慮して計画する。
- ・宅地造成は、道路勾配に沿うようスロープ造成を基本とする。
- ・茶畑をはじめ、施行地区内には農地が多いことから、表土の一部を仮置きするなどして保全し、公園や緑地の植栽土等に活用する。

(6) 予測結果

工事(造成等の工事)による残土発生量等を表 10.16-8 に示す。

残土発生量は約 68,600m³ で、これらはすべて盛土不足土として計画地内で再利用する計画である。

計画地内の表層地質は、砂礫質の河成堆積物の上位に薄いローム層が分布し、工事(造成等の工事)による残土は、土地造成としての発生土利用基準を満たすものと考えられる。

表 10.16-8 工事(造成等の工事)による残土発生量等

項目	土量	備考
(1) 残土発生量	約 68,600m ³	
(内訳) 調整池設置工事	約 35,500m ³	
土工事	約 10,500m ³	
用・排水工事(雨水排水工)	約 7,900m ³	
用・排水工事(汚水排水工)	約 800m ³	
用・排水工事(上水道工)	約 1,600m ³	
道路工事	約 11,800m ³	
(2) 計画地内再利用率	約 68,600m ³	盛土不足土として再利用
(3) 計画地外搬出処理量	0m ³	(1)-(2)
計画地内再利用率	100%	(2)/(1)×100

4) 存在・供用（施設の稼働）による影響（廃棄物）

(1) 予測内容

施設の存在・供用に伴う廃棄物の発生量（事業系廃棄物）及びリサイクル等抑制策による削減状況とした。

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は及び予測地点は、計画地内とした。

(3) 予測時期

事業活動が定常状態となる時期とした。

(4) 予測方法

予測手順を図 10.16-2 に示す。

なお、進出企業の業種は、物流系用地の造成を実施することから、主に運輸業の立地が考えられるが、その他業種が立地する可能性も考えられるため、安全側を考慮し、廃棄物の発生原単位が最も大きくなる製造業を設定した。

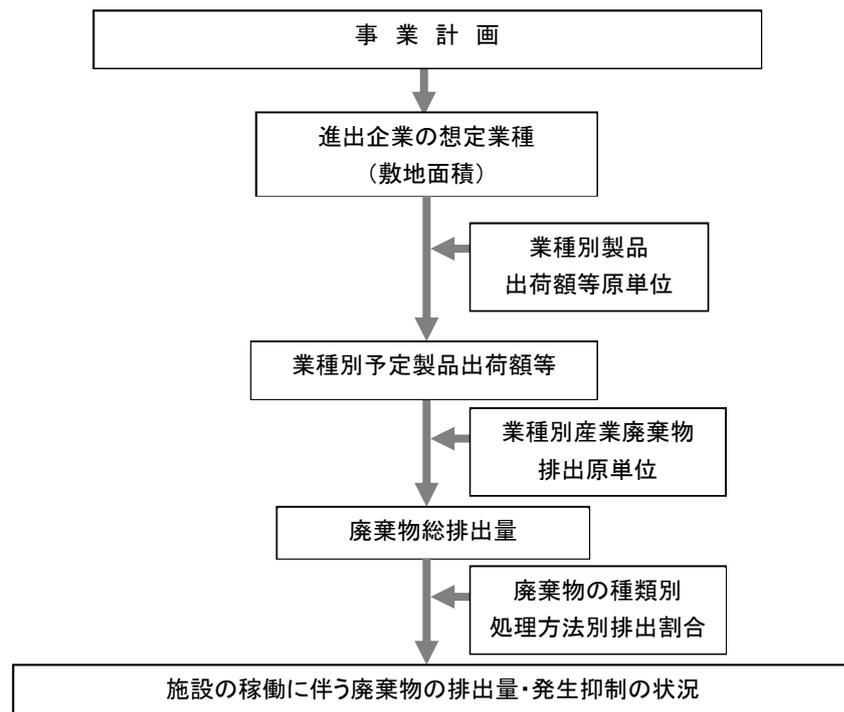


図 10.16-2 予測手順(存在・供用による影響 (廃棄物))

(5) 予測条件

製造業の業種別予定出荷額等は、表 10.16-9 に示すとおりである。各区画の合計敷地面積に業種別製品出荷額等原単位（敷地面積当たり）を乗じて算出した。なお、業種別製品出荷額等原単位（敷地面積当たり）は、「平成 26 年工業統計表（用地・用水編）」（平成 28 年 4 月，経済産業省経済産業政策局調査統計部）の業種別製品出荷額と敷地面積から設定した。

また、業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位を表 10.16-10 に、廃棄物の種類別・処理方法別排出割合を表 10.16-11 に示す。

表 10.16-9 業種別予定製品出荷額等

業種	敷地面積 (ha)	業種別製品出荷額等原単位 (百万円/ha)	業種別予定製品出荷額等 (十億円)
パルプ・紙・紙加工品製造業	約 17.5	1,145.8	20.05

- 注) 1. 敷地面積は現時点で予定される企業の用地面積。
 2. 業種別製品出荷額原単位は、下記出典の業種別製品出荷額と敷地面積から設定した。
 3. 進出企業の業種は未定のため、計画地に進出する可能性のある製造業のうち、廃棄物排出量が最も多くなる「パルプ・紙・紙加工品製造業」を選定した。

出典：平成 26 年工業統計表（用地・用水編）（平成 28 年 4 月，経済産業省経済産業政策局調査統計部）

表 10.16-10 業種別・種類別産業廃棄物排出量原単位

単位：t/十億円

廃棄物の種類 業種	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず，コンクリート及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん
	パルプ・紙・紙加工品製造業	79.16	5,042.58	4.31	2.25	3.13	53.37	39.96	7.71	0.00	16.95	2.05	19.66	1.60

出典：平成 30 年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成 28 年度実績（平成 31 年 3 月，環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

表 10.16-11 廃棄物の種類別・処理方法別排出割合

単位：%

廃棄物の種類 処理状況	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず，コンクリート及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん
	再生利用率	69	7	38	27	19	59	77	83	60	92	71	90	97
減量化率	9	92	60	70	77	25	21	14	20	6	12	4	1	16
最終処分率	22	1	2	3	4	16	2	3	19	2	16	6	2	10

注) 再生利用率は、中間処理施設での再生利用も反映された値である。

出典：平成 30 年度事業産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 平成 28 年度実績（平成 31 年 3 月，環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

(6) 予測結果

存在・供用（施設の稼働）に伴う廃棄物の種類別・処理方法別廃棄物排出量を表 10.16-12 に示す。廃棄物の総排出量は 108,466t であり、種類別では、汚泥の排出量が 101,111t と最も多く、次いでばいじんが 2,740t と考えられる。

全体の再生利用量は 12,335t、再生利用率は 11%、減量化量は 94,234t、最終処分量は 1,869t と予測される。

表 10.16-12 種類別・処理方法別廃棄物排出量

廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	ゴムくず	金属くず	ガラスくず、コンクリート及び陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	計
再生利用量 (t)	1,095	7,078	33	12	12	631	617	128	0	31 3	29	355	31	2,000	12,335
再生利用率 (%)	69	7	38	27	19	59	77	83	60	92	71	90	9	73	11
減量化量 (t)	143	93,022	52	32	48	268	168	22	0	20	5	16	0	438	94,234
最終処分量 (t)	349	1,011	2	1	3	171	16	5	0	7	7	24	1	274	1,869
総排出量 (t)	1,587	101,111	86	45	63	1,070	801	155	0	34 0	41	394	32	2,740	108,466

注) 各廃棄物の再生利用率＝各廃棄物の再生利用量の計／各廃棄物の総排出量×100

5) 存在・供用（施設の稼働）による影響（雨水及び処理水）

(1) 予測内容

存在・供用（施設の稼働）に伴う水の使用量及び雨水・処理水等の再利用の状況とした。

(2) 予測地域及び予測地点

予測地域は及び予測地点は、計画地内とした。

(3) 予測時期

事業活動が定常状態となる時期とした。

(4) 予測方法

給水計画や雨水の処理・再利用計画，排水の処理計画等の事業計画を整理し，定性的に予測した。

(5) 予測結果

存在・供用（施設の稼働）により発生する事業系排水及び生活雑排水・汚水は，所沢市の公共下水道計画との調整を行い，公共下水道に接続し，処理する計画である。

また，上藤沢・林・宮寺間新設道路の雨水排水については，浸透施設を併用した側溝等の排水施設によって谷川，もしくは地区外の流末へ直接放流する計画である。上藤沢・林・宮寺間新設道路を除く計画地内の雨水排水は，計画道路に雨水管やボックスカルバートを設置し，排水区域ごとに設ける調整池によって流出抑制を図り，谷川へ放流する計画である。

進出企業に対しては，雨水及び処理水の再利用の促進に努めるよう要請していく計画である。

10.16.2 評価

1) 工事(造成等の工事)による影響(廃棄物, 残土)

(1) 評価の方法

ア. 回避・低減に係る評価

予測結果を踏まえ、工事(造成等の工事)による廃棄物・残土の影響が、工事手法、保全対策等により、実行可能な範囲で回避・低減が図られているか否かを判断する。

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

廃棄物・残土の発生量の予測結果について、表 10.16-13 に示す基準等と整合が図られているかを判断する。

表 10.16-13 整合を図るべき基準や目標

項目		整合を図るべき基準や目標
廃棄物・残土	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年5月31日 法律第104号)	建築工事に係る建築資材の廃棄物等の再資源化の促進
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年12月25日 法律第137号)	事業者による廃棄物の再利用及び適正処理の実施
	資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成3年4月26日 法律第48号)	建築工事における再生資源の利用促進

(2) 評価の結果

ア. 回避・低減に係る評価

予測の結果、工事(造成等の工事)による廃棄物・残土により、周辺環境への影響が考えられるが、表 10.16-14 に示した環境保全措置を講ずることで、発生抑制等の対策に努めていく。

このことから、工事(造成等の工事)による廃棄物・残土の影響は、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。

なお、林運動場の廃棄物対策工事により発生する廃棄物の計画地外搬出処理に関する環境保全措置は、「10.7 土壌」に示したとおりである。

表 10.16-14 工事（造成等の工事）の影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減	低減
実施主体	事業者	事業者	事業者
実施内容	伐採樹木は、チップ化再利用に努める。	建築工事に伴い発生する廃棄物は、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう、進出企業に要請する。	建築工事に伴い発生する残土は、再利用等適正処理に努める。
実施時期	工事中	工事中	工事中
効果	再生利用の促進が図られる。	発生抑制、再生利用等の促進が図られる。	発生抑制、再生利用等の促進が図られる。
効果の不確実性	なし	なし	なし
他の環境への影響	温室効果ガス等への影響が緩和される。	なし	なし

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

進出企業の建設工事に伴う廃棄物の総排出量は 4,350.1t で、全体の再資源化率は 38.7%と予測した。また、廃棄物削減の観点から、造成工事に伴う廃棄物は分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理する。

残土は、再利用等の促進を図るように努める。

したがって、整合を図るべき基準と整合が図られていると評価する。

2) 存在・供用（施設の稼働）による影響（廃棄物，雨水及び処理水）

(1) 評価の方法

ア. 回避・低減に係る評価

予測結果を踏まえ，存在・供用(施設の稼働)による廃棄物・雨水及び処理水の影響が，保全対策等により，実行可能な範囲で回避・低減が図られているか否かを判断する。

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

廃棄物・雨水及び処理水の発生量の予測結果について，表 10.16-15 に示す基準等と整合が図られているかを判断する。

表 10.16-15 整合を図るべき基準や目標

項目		整合を図るべき基準や目標
廃棄物・ 雨水及び処理水	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号)	事業者による廃棄物の再利用及び適正処理の実施
	資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号)	再生資源の利用促進
	埼玉県環境基本計画（第 5 次） (令和 4 年 2 月定例会議決，埼玉県)	水循環の健全化と地盤環境の保全 ◆健全な水循環構築に向けた取組の実施 水循環基本法に基づき，健全な水循環の推進に係る施策を推進するため，水循環検討委員会等における課題の把握，情報共有及び対応を行います。 また，ダム水源地域の自治体が実施する，水源林の整備や管理，災害対策等の水源地域の保全に関する事業を支援します。 ◆雨水利用など水の効率的・合理的利用の促進 資源の有効利用と緊急時に利用できる水の確保を図るため，普及啓発活動等により雨水，再生水の活用や節水を促進します。

(2) 評価の結果

ア. 回避・低減に係る評価

予測の結果、存在・供用(施設の稼働)による廃棄物・雨水及び処理水により、周辺環境への影響が考えられるが、表 10.16-16 に示した環境保全措置を講ずることで、発生源対策に努めていく。

このことから、存在・供用(施設の稼働)による廃棄物・雨水及び処理水の影響は、実行可能な範囲で低減が図られているものと評価する。

表 10.16-16 存在・供用(施設の稼働)による影響に対する環境保全措置

保全措置の種類	低減	低減
実施主体	事業者	事業者
実施内容	廃棄物は、進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進等、廃棄物の適正処理に努めるよう、進出企業に要請する。	進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請する。 雨水排水は、雨水排水処理施設として、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく能力を要する調整池を計画地内に設置し、ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り、谷川に放流する。
実施時期	供用時	供用時
効果	発生抑制、再生利用等の促進が図られる。	発生抑制、再生利用等の促進が図られる。
効果の不確実性	なし	なし
他の環境への影響	なし	なし

イ. 基準や目標との整合性に係る評価

存在・供用(施設の稼働)に伴う廃棄物の総排出量は108,466 tで、再生利用率は11%と予測した。また、廃棄物量削減の観点から、存在・供用(施設の稼働)に伴う廃棄物は進出企業に対し、排出抑制、分別を徹底し、再資源化及び再利用等の促進を図るとともに、再利用できないものは専門業者に委託し、適切に処理するよう指導する。

また、進出企業に対し、雨水の有効利用に積極的に取り組むよう要請するとともに、雨水排水は調整池を計画地内に設置し、ポンプアップにより雨水流出量の抑制を図り、谷川に放流する。

したがって、整合を図るべき基準と整合が図られているものと評価する。